

令和８年度 山梨県テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金
協議についての注意事項

- ・ 協議に際して、必ず交付要綱（別表含む）及び実施要綱をご確認ください。
- ・ 交付要綱に記載の補助要件を一つでも満たさない場合は、補助対象外です。

申請全体	1	令和8年度の実績報告書の提出期限は、 <u>令和9年2月10日</u> です。 実績報告書の提出までに、 <u>機器の納品、通信環境整備工事等を完了し、かつ、支払を完了</u> する必要があります（納品書、請求書、領収書を実績報告書に添付）。																
	2	申請は <u>事業所ごと</u> に行ってください。 例えば、特養と併設ショートは、それぞれで申請する必要があります。																
	3	同じ建物内で、2 つ以上の事業所が共同で利用する機器及び通信環境整備の費用は、面積で按分して、それぞれの事業所の費用を算出してください。 その際、按分の計算書を添付してください。 例：同一建物内に特養と併設ショートがあり、当建物の通信環境整備費用を申請する場合 →次のように按分の計算式が分かるものを添付してください。 様式は自由です。 <table><tr><td></td><td>特養</td><td>ショート</td><td>合計</td></tr><tr><td>面積</td><td>3,500m²</td><td>700m²</td><td>4,200m²</td></tr><tr><td>按分割合</td><td>0.83（83%）</td><td>0.17（17%）</td><td>1（100%）</td></tr><tr><td>通信環境整備費用</td><td>2,075,000 円</td><td>425,000 円</td><td>2,500,000 円</td></tr></table> 特養、ショートそれぞれで申請する金額 この場合の見積書は、事業所ごとの見積書が提出できない場合、全体の費用が記載されたものでも可です。		特養	ショート	合計	面積	3,500m ²	700m ²	4,200m ²	按分割合	0.83（83%）	0.17（17%）	1（100%）	通信環境整備費用	2,075,000 円	425,000 円	2,500,000 円
		特養	ショート	合計														
	面積	3,500m ²	700m ²	4,200m ²														
	按分割合	0.83（83%）	0.17（17%）	1（100%）														
通信環境整備費用	2,075,000 円	425,000 円	2,500,000 円															
4	見積書は、有効期限内のものに限り受け付けます。 有効期限が切れているものは、再度取り直してご提出ください。																	
5	見積書において、「値引き」が行われている場合は、見積書上どの項目に対する値引きが発生したかを明確にするか、見積書上の各項目の金額を値引き反映後の金額で記載するようお願いします。																	
6	家電量販店等での購入によりポイントが発生する場合は、ポイント分は補助対象外となるため、見積上であらかじめ発生するポイントを差し引いて経費の計上をしてください。																	

補助対象 経費	1	内示後に着手した事業（機器導入、工事）が対象です。 <u>契約も内示後</u> に行ってください。
	2	次のものは、補助対象外です。 ・スマートフォン、タブレット、トランシーバー等のケースやカバー、 ストラップ等の付属品 ・なくても介護ロボットが稼働するもの（ベッドサイドレール等）
	3	複数年契約の介護ソフトの費用（保証、ライセンス、リース等）は、 当年度に全額支払った場合は全額が補助対象となります。 ※「補助対象額」 ＝ 「当年度の支払金額」